

青森県報

号外第十号

令和五年
三月三日
(金曜日)

目次

海区漁業調整委員会

- 東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示……(事務局) : 一
- 東部海区管内におけるまき餌釣りの指示……(同) : 一
- 東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示……(同) : 二
- 西部海区管内におけるまき餌釣りの指示……(同) : 三
- 西部海区管内(日本海沖合海域)におけるまぐろ等流し網漁業の操業の指示……(同) : 四

令和五年五月一日から同年九月三十日まで

2 次に掲げる制限海域及び1の(二)に掲げる制限期間においては、さお釣り及び手釣りによりサクラマスを採捕してはならない。

(一) 制限海域

下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
 オ 河口左岸から真方位三百四十四度三十分二百七十二メートルの点
 カ 点オから真方位九十六度三十分三百五十メートルの点
 キ 点クから真方位九十六度三十分二百五十メートルの点
 ク 河口右岸から真方位百八十六度三十分二百五十メートルの点

青森県東部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百二十条第一項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和五年三月三日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

一 まき餌釣りの制限

次の表の禁止区域欄の区域においては、遊漁によるまき餌釣りをしてはならない。

青森県東部海区漁業調整委員会
会長 松本光明

条第二項で規制する漁法、区域及び期間を除く。

(一) 制限海域

下北郡東通村老部川河口周辺において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
 ア 河口左岸から真方位零度千メートルの点
 イ 点アから真方位九十度五百七十五メートルの点
 ウ 点エから真方位九十六度三十分五百メートルの点
 エ 河口右岸から真方位百八十六度三十分千メートルの点

(二) 制限期間

- 1 次に掲げる制限海域及び制限期間においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業を営んではならない。ただし、青森県漁業調整規則第四十一

位 置

禁 止 区 域

八戸市鮫町地先	地新湊及び河原木	八戸市白銀町、湊町、	八戸市築港街、	八戸市築港街、湊町、
東共第5号及び東共第6号共同漁業権漁場全域	東共第7号及び東共第8号共同漁業権漁場全域	八戸市市川地先	下北郡糠地先	下北郡糠地先
だ線で囲まれた区域	だ線で囲まれた区域	下北郡東通村小	下北郡東通村	下北郡東通村
堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域	堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域	糠地先	糠地先	糠地先
堤・下北郡東通村小田野沢漁港北防波堤と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域	堤・下北郡東通村小田野沢漁港北防波堤と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域	田野沢地先	田野沢地先	田野沢地先
次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と最	次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と最	大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域	大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域	大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域
点イ	点イ	点ア	点ア	点ア
五度三十分の境に設置した標柱から真方位四十五度三十分	五度三十分の境に設置した標柱から真方位四十五度三十分	むつ市大畑町地	むつ市大畑町地	むつ市大畑町地
三千七百メートルの点とむつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱から真方位三十七度三十分	三千七百メートルの点とむつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱から真方位三十七度三十分	点ウ	点ウ	点ウ
むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱から真方位三十七度三十分三千七百メートルの	むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱から真方位三十七度三十分三千七百メートルの	点エ	点エ	点エ
点柱	点柱	点柱	点柱	点柱

項の規定により次のとおり指示する。

令和五年三月三日

青森県東部海区漁業調整委員会

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行う底はえな

「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

1
制限海域

(一) 下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結んだ直線以東の青森県東部海区管内の海域（次に掲げる海域を除く。）
半径十海里以遠の海域

2 制限期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

二 操業の承認

底はえなわ漁業を営もうとする者は、別に定める

はえなわ漁業操業承認事務取扱要領」により申請し、委員会の承認を受けなければならぬ。

1 承認海域

下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱（基点第九号）から正東の線とによってはさまれた

二 遊漁者等の遵守事項
遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、漁業の操業を妨げないようにならなければならぬ。

ばならない。

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第六号

青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（底はえなわ漁業）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第二項

(一) 令和四年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者

- (二) 委員会が特に認めた者
- 4 承認隻数
六隻以内とする。
 - 5 使用船舶の制限
使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船の総トン数を超えないものとする。
 - 6 承認証の交付
委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。
 - 7 承認の取消
委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。
- 三 操業者の遵守事項
- 1 漁具の制限
漁具の総延長は、三キロメートル以内とする。
 - 2 漁具の標識
操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならぬ。
 - 3 船体の表示
承認を受けた者は、使用する船舶の船橋樓両側の見やすい場所に、定められた標識を表示しなければならない。
 - 4 承認証の携帯
操業に当たっては、承認証を携帯しなければならない。
 - 5 承認証の書換え交付
承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに申請し、書換え交付を受けること。
 - 6 漁獲成績の報告
承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければならない。
青森県が試験研究等をする場合には、この指示にかかわらず、委員会にその内容を報告の上、実施できるものとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和五年三月三日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 富田重基

一 操業の制限

1 次に掲げる制限海域及び制限期間においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業及び一本釣り漁業を営んではならない。

(一) 制限海域

西津軽郡深浦町追良瀬川河口周辺のうち、次のアとエを結ぶ最大高潮時海岸線、アとイを結ぶ直線、ウとエを結ぶ直線及びアとエの間の最大高潮時海岸線より冲合百メートルの線によつて囲まれた海域

ア 河口左岸から磁針方位二百十度千百メートルの点

イ 点アから磁針方位三百九十一度百メートルの点

ウ 点エから磁針方位三百八十九度百メートルの点

エ 河口右岸から磁針方位十八度五百メートルの点

(二) 制限期間

令和五年四月一日から同年六月三十日まで

2 1に掲げる制限海域及び制限期間においては、さお釣り及び手釣りにより水産動物を採捕してはならない。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県西部海区管内におけるまき餌釣りについて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和五年三月三日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 富田重基

い。
まき餌釣りの制限
次の表の禁止区域欄の区域においては、遊漁によるまき餌釣りをしてはならな

位 置	禁 止 区 域	先 戸 戸 横磯、深浦、広 及び追良瀬地 西津軽郡深浦町	五所川原市十三 西共、第7号及び西共、第8号共同漁業権漁場全域	東津軽郡今別町 小泊地先 北津軽郡中泊町
設置した標柱を結ぶ線で囲まれた区域	十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の区域	と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	点ア ライオン岩突端から真方位三百二十二度三十分六百メートルの点ウ 北津軽郡中泊町大字小泊立松島に設置した標柱から点エ 真方位二百六度三十分八百メートルの点オ 北津軽郡中泊町大字小泊権現埼に設置した標柱から点才 北津軽郡中泊町大字小泊権現埼に設置した標柱	岸導流堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域 岸・東津軽郡今別町今別漁港浜名地区浜名北防波堤と浜名東護
東津軽郡今別町	西共、第7号及び西共、第8号共同漁業権漁場全域	西津軽郡深浦町	五所川原市十三	東津軽郡今別町

指示する。

令和五年三月三日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 富田重基

一 操業の禁止

青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の青森県西部海区沖合海域において、マグロ、ブリ、サメ、サンマ、イワシ又はサバをとることを目的とする総トン数五トン未満の動力漁船を使用して行う流し網漁業の操業を禁止する。

二 禁止期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

北津輕郡中泊町
小泊地先

次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

東津輕郡今別町 襞月地先	東津輕郡今別町 今別、浜名地先	東津輕郡今別町 岸導流堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域	点工 真方位二百六度三十分八八百メートルの点才
設置した標柱を結ぶ線で囲まれた区域	東津輕郡今別町大泊と襞月の境に設置した標柱と高野埼に	東津輕郡今別町大泊と浜名東護岸・二号砂防堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域	東津輕郡中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱

二 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

三 指示の有効期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第六号

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定により次のとおり

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行